

平成27年
4月から

農地情報の公表制度 が始まりました

インターネットの利用による農地情報の公表

インターネットサイトの愛称

全国農地ナビ

<http://www.alis-ac.jp>

インターネットの利用による農地情報の公表は、全国農業会議所が全国の情報を一元的に管理・運営しています。4月1日よりインターネットサイトの運用を開始しました。

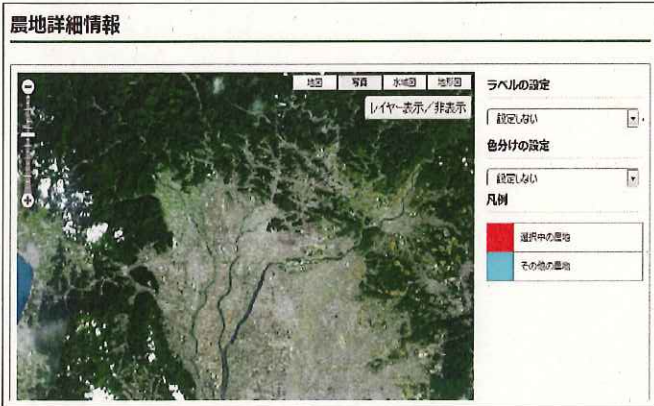
インターネットの利用による農地情報の公表では、農地の所有者や利用権などを設定されている耕作者の名前は公表されません。公表する情報は、一筆ごとに表示され、農地地図と一体的に見られます。



全国農地ナビのトップ画面



都道府県→市町村(字)の地図から検索できます。



農地に●(ピン)が付いています。●(ピン)をクリックすると農地情報が表示されます。背景図は上記のように写真でも農地地図のいずれでも切り替えることができます。

農業委員会の事務局でも農地情報の公表事務を行っています。

平成26年に施行された改正農地法に基づき、市街化区域内の農地などを除いて、農地情報が公表されることになりました。

農地情報の公表制度は、認定農業者等の担い手の規模拡大や農業参入を希望する人たちに農地情報を提供して、農地の利用を促進していくことを目的としています。

農業委員会が作成・整備している農地台帳の項目のうち公表することと定められた項目と農地の地図情報を併せてインターネット等で公表を行います。



農地台帳の公表項目

- ① 所在・地番、② 地目、③ 面積、④ 地域区分、
- ⑤ 所有者名、⑥ 耕作者名等
- ⑦ 農地中間管理権の状況
- ⑧ 遊休農地かどうか 等

※ただし、所有者名や耕作者名はインターネットでは公表されません。

※農地情報の公表は、制度の趣旨に準じて「農地情報の提供」であって、行政として証明する行為ではありません。

公表は農業委員会事務局での対応とインターネットを利用して行われます

農地情報の公表は、農業委員会事務局で行います。またパソコンなどで確認できるようインターネットを活用しても行われます。

農業委員会事務局での公表事務のながれ

- 1 農地情報の提供を受けたい人は農業委員会事務局で申請していただきます。



- 2 申請は地番を特定して行ってください。

請求する農地の所在・地番
二番町市川 949-1
二番町青木 475-3

- 3 公表が定められた農地情報はインターネットでも行われています。



- 4 この公表事務には手数料が発生する場合があります。



■ 農業委員会事務局での公表についてのお問い合わせは

インターネットの利用による公表、
 全国農地ナビに関するお問い合わせは同サイト
 (<http://www.alis-ac.jp>)のお問い合わせフォームから
 お願いします。

お問い合わせ